第 106 回滋賀県入札監視委員会　会議録（要旨）

日　　時	令和８年 10 月 20 日（火）9：30～11：30
場　　所	滋賀県庁本館４階　４－Ａ会議室
出席委員	北根委員長、塩見副委員長、北谷委員、須藤委員、福谷委員、福山委員

結果

該当期間の入札契約手続に問題は見られなかった。

議題１　令和８年滋賀県入札監視委員会報告書（案）について

事務局	下記資料を事務局より説明 令和８年滋賀県入札監視委員会報告書（案） →委員からの意見等なし
委員長	報告書の内容を事務局案のとおりとすることでよろしいか。 →各委員了承

議題２　滋賀県発注工事等に関する入札・契約手続の運用状況等の報告について

（令和８年４月～令和８年７月）

事務局	下記資料を事務局より説明 （資料１）入札方式別発注工事総括表 （資料２）滋賀県発注工事等落札率の推移 （資料３）審議対象工事等一覧 （資料４）入札方式別発注工事一覧表 （資料５）入札参加停止等の運用状況一覧表 （資料６）落札決定誤りの状況一覧表
委員	資料１の随意契約の件数が前年同期から４件増加しているが、通常考えられる範囲の増加か。
事務局	災害対応関係の随意契約が３件あり、その影響で増加していると考えられる。
委員	資料５の１番・２番の法令違反について、もう少し説明いただきたい。
事務局	（１番）建設業法第７条第１号および第２号の規定により、常勤の経営業務管理責任者および営業所の専任技術者の配置が建設業許可の基準となるが、当該業者が配置していた者は他社へ出向し、出向先の現場代理人として従事していたため、建設業法違反として処分をしているもの。

	（２番）建設業法第 15 条第２号の規定により、営業所ごとに専任の特定営業所技術者を配置することが特定建設業許可の基準となるが、当該業者は営業所専任技術者である者を工事現場の管理技術者として配置していたため、建設業法違反として処分をしているもの。
委員	違反の事実はどのように認識し、措置を取るのか。
事務局	国や都道府県が処分を行った際には情報共有がされるため、その情報に基づき措置をしているところ。
委員	資料２において、今回の発注件数が全体的に減少しているが、要因等はあるか。
事務局	滋賀県入札監視委員会の審議対象金額について、第 103 回以降は 250 万円以上から 400 万円以上に推移していることが一因として考えられる。

議題３　抽出された工事等の競争参加資格の設定方法等の審議について

①　番号 49【令和８年度第１８号　びわこモーターボート競走場電気設備改修工事】

交通まちづくり部建築課　一般競争入札（事後審査型）

発注機関	（概要説明）
委員	土木工事等と比較すると各応札者の入札金額に振れ幅があるが、積算ソフトの違いなどがあるのか。
発注機関	当該案件は機械を工場で製作して現場で作業を行う受変電設備の工事。現場作業のコストは基本的に各者同じだが、機械の調達コストに違いが生じやすく、その点が影響しているものと推察している。
委員	工事全体に対して機械の費用が占める割合はどのくらいか。
発注機関	概算だが、約 6 割程度となる。
委員	Ｐ10 の適用タイプ選定表について、当該案件では特別簡易型にも該当するが、どのような基準で価格競争を選択しているのか。
発注機関	発注機関で案件ごとに入札方式を選択した後、総合評価委員会および契約審査委員会において、その入札方式の妥当性を審査している。
委員	Ｐ11 に記載のある設計金額は税込金額か。
事務局	ご認識のとおり。
委員長	手続は適切と判断してよいか。 →　各委員了承

② 番号 72【令和７年度第１号 入江５期地区 施設整備第４工事】

農政水産部農村振興課　一般競争入札（簡易型）

発注機関	（概要説明）
委員	Ｐ27 の評価項目において「技能者の資格」とあるが、これは加点の要素となるのか。また、どのような資格がこの配点に入ってくるのか。
発注機関	今回の工事では、計装の登録基幹技能者を求めている。工事に必須ではないが、より品質の高い工事が出来るものとして加点している。
委員	Ｐ29 の総合評価の評価調書は、評価値が最も高い者のみ確認を行うのか。
発注機関	事後審査であるため、評価値が最も高い者に対して確認を行う。
委員	その他の業者について入札の順位付けは行うが、資格確認はしないのか。
発注機関	ご認識のとおり。評価値が最も高い者の資格審査の結果、不備がある場合には次点の候補者について確認を行う。
委員長	手続は適切と判断してよいか。 →　各委員了承

③ 番号 184【令和８年度第Ｂ８０１－２号 国道３０３号ほか橋梁点検業務委託】

高島土木事務所　一般競争入札（事後審査型）

発注機関	（概要説明）
委員	18 者中 16 者が同価格帯で失格となっているが、積算上の問題か。
事務局	最低制限価格は国土交通省の算定式に基づき算出した値に対して、±0.5%の範囲で無作為に設定された係数を乗じて算出している。今回の案件は、応札者の多くが係数を低く見積もっていたが、最低制限価格の算出に用いた係数が比較的高く設定されたため、このような結果になったと理解している。
委員	制度上やむを得ないと理解をしているが、係数次第ではより低い価格で同じような質の工事を出来たという可能性がある点についてはどうか。
事務局	過去には最低制限価格漏洩による官製談合などが発生していたことから、最低制限価格を算出する上では無作為な係数を設定し、秘匿性を高めている。 また、国土交通省の算定式や無作為に設定される係数の範囲が公表されていることや、応札者の積算の再現性の高さなどから、基本的には最低制限価格近くとなることが多い。今回の案件は、応札者の見込みと実際に用いた係数の設定が大きく開いたことにより生じたものである。
委員	最低制限価格を算出した後に係数が外部に漏れるということはないのか。
事務局	ないと考える。仮に係数を知り得た場合においても、他の応札者の応札額はわからないため、他の応札者に落札決定されることもある。 応札者の多くは係数を低く見積もる傾向にあるため、今回のような事例は年に数件生じる可能性がある。

委員	Ｐ40 の選定フローにおいて、実績とあるがどのように確認しているか。
発注機関	今回の案件では実績要件は求めておらず、業務 C に対応する技術者の配置を要件として判断している。
委員	Ｐ40 でモデル業務総合評価チャレンジ型とあるが、実施したことはあるのか。
事務局	何件か抽出して実施することになっており、これまでも実績はある。
委員長	手続は適切と判断してよいか。 →　各委員了承

④ 番号 34【令和７年度第９５号 膳所高校改修工事】

交通まちづくり部建築課　一般競争入札（簡易型）

発注機関	（概要説明）
委員	調査基準価格はどのように算出するのか。
事務局	最低制限価格と同じく国土交通省の算定式を用いて算出しているが、±0.5%の係数は乗じない。
委員	Ｐ63 に記載の低入業務付加要件は、具体的にはどのようなものか。
事務局	付加要件については、①契約保証金の増額、②誓約書の提出、③配置技術者の増員、④施工体制・施工計画書の内容の説明、⑤材料の仕入れ等の支払状況の説明、⑥工事コスト調査の実施、⑦施工管理の基準、⑧入札参加資格の制限の８点ある。例えば、契約保証金は通常 10 分の 1 以上のところを 10 分の 3 に引き上げる、配置技術者について管理技術者が通常は 1 人でよいところ 2 名配置するなど。品質確保のためにより丁寧に求めるもので、付加要件として求めている。落札候補者が付加要件を満たすことができないと判断すると、辞退。
委員長	手続は適切と判断してよいか。 →　各委員了承

⑤ 番号 329【令和８年度第１０８－３号 真野川単独河川補修工事】

建築課　一般競争入札（簡易型）

発注機関	（概要説明）
委員	６月 26 日に災害が発生してから、現場作業や防災協定に基づく要請等の手続対応があり、7 月 29 日に契約をしたということか。
発注機関	ご認識のとおり。応急対応は６月 27 日に完了したが、災害の規模も大きく再び被災をする恐れがあることなどから、防災協定に基づき要請を行い、最終的な方針を決定するまでに時間を要した。
委員	随意契約の理由に「緊急を要する場合」については５号の規定があるが、今回は「他に代替しうる者がいない場合」の２号を選択している。防災協定に基づき随意契約を締結する場合は、５号に限らないということか。

発注機関	今回の案件については緊急性もあるが、防災協定に基づき事業者を推薦いただいているという特殊性から２号と判断している。
委員	通常の入札手続よりも、随意契約の方が手続が早くなるのか。
発注機関	入札の場合は何もないところから金額を決めて発注し、契約をするまでには早くとも１か月ほどかかる。その点、随意契約は大幅な時間短縮となる。
委員	防災協定に基づく推薦が２者の場合はどうなるのか。
発注機関	協会の内部で調整をして推薦されるため、通常１者のみが推薦される。
委員長	手続は適切と判断してよいか。 →　各委員了承

⑥　番号 333【令和８年度第９０３－１号 滋賀県道路網検討業務委託】

県土整備部道路整備課　随意契約

発注機関	（概要説明）
委員	公告の時点で予定価格が提示されているが、これは、提示した価格の範囲内でどれだけ良い提案ができるかといったものか。
発注機関	ご認識のとおり。事業者の中から一番よい提案を選ぶ手続で、審査員３名で審査を行い、１位となった事業者と契約を行っている。
委員	成果物はどのように活用するのか。
発注機関	アクションプログラムの改定に向け各市町や関係者との協議を進めるとともに、国の補助事業採択の方針として「成長投資」「危機管理投資」が示されているが、特に「成長投資」において経済的効果のある道路などを検討する上での素材としてこの成果を活用していきたいと考えている。
委員	プロポーザルでは事前の評価があるが、業務終了後に事後評価をして次のプロポーザルに向けたフィードバックをすることなどはあるか。
発注機関	成績評定が事後評価に該当する。プロポーザルは案件ごとに要件が変わるため、次のプロポーザルに直接反映するといったことはないと考える。
委員長	手続は適切と判断してよいか。 →　各委員了承

第 105 回滋賀県入札監視委員会の補足の説明

事務局	（説明）
委員	入札執行者のほかに立会人がいると聞いているが、今後においてもダブルチェック体制を徹底していただきたい。
委員長	説明に対して意見なしとしてよいか。 →　各委員了承

以　上